

令和4年度

いちかわの下水道



- ・市川南ポンプ場 流入幹線（中央）
- ・高谷2号幹線（下）

市川市 水と緑の部

目 次

序章

1. 市の概要	1
2. 下水道事業	2
3. 市川市下水道中期ビジョン	3

第1章 安心な暮らしを支える下水道

1-1 浸水対策	
(1) 公共下水道（雨水）	4
(2) 都市下水路	5
1-2 地震対策	6
1-3 老朽化対策	7

第2章 快適な暮らしにつなげる下水道

2-1 未普及対策	
(1) 公共下水道（污水）整備状況	8
(2) 公共下水道事業	
① 単独公共下水道	9
② 流域関連公共下水道	10
③ 江戸川左岸流域下水道[千葉県]	10
2-2 総合的な公共用水域保全対策	11
2-3 水循環再生	12

第3章 未来に生きる下水道

3-1 経営基盤	
(1) 地方公営企業法（財務規定等）の適用	13
(2) 下水道使用料	13
(3) 水洗化促進事業	14
(4) 受益者負担金	14
3-2 管理の最適化	15
3-3 効果的な下水道中期ビジョンの推進	15
(1) 下水道中期ビジョンロードマップ	16
(2) 下水道中期ビジョン進捗状況	18

(参考) 公共下水道整備済箇所図

序章

1. 市の概要

本市は、千葉県の西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と接して東京湾に臨み、そして西は江戸川を隔てて東京都に相對しています。

都心からは、約 20km の圏内にあり良好な近郊住宅都市として発展するとともに、市南部の埋立地への企業進出もさかんで京葉工業地帯の一翼を担っています。

地形は、北部から南部に向かってやや傾斜していますが、おおむね 2～3 m の平地であり、北部一帯は標高 20m 前後の小高い台地を形成しています。

本市は、昭和 30 年代、東京オリンピックの頃から住宅都市として人口が増加し、急激な都市化の進展となりました。

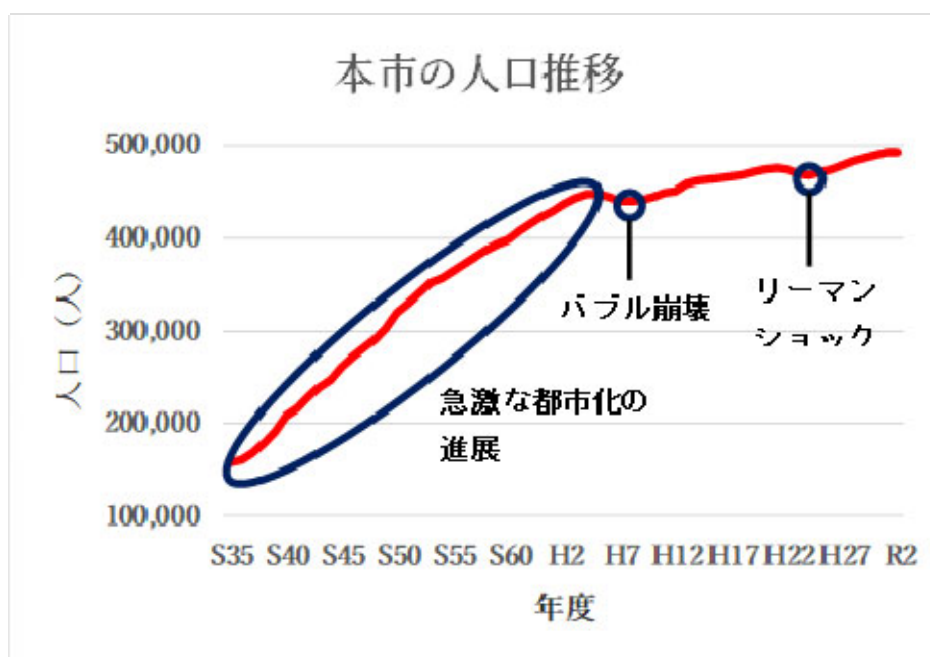
近年の人口の増減については、本市が住宅都市のため住宅の供給戸数（建築動向）に左右されています。

人口密度は、浦安市に次いで、県内で 2 番目となっています。このことから、本市は人口が非常に密集していることがわかります。

R4. 3. 31

対象区域	面 積	住民基本台帳
行政区域 (都市計画区域)	5,639 ha	491,545 人
市街化区域	3,984 ha	(※)477,045 人
市街化調整区域	1,655 ha	(※)14,500 人

(※) H22 市川市下水道基本計画にて処理分区域の市街化区域・市街化調整区域の人口を算出しており、その割合を R2. 3. 31 時点の処理分区域別住基人口に乗じて算出したものです。



2. 下水道事業

(1) 公共下水道事業

本市の公共下水道事業は、既成市街地低地域の浸水対策と生活環境整備を目的に、昭和 36 年、単独公共下水道事業として合流式で真間・菅野地区(282ha)の整備に着手しました。昭和 47 年 4 月菅野終末処理場の供用を開始し、昭和 51 年に当該事業を完了しています。

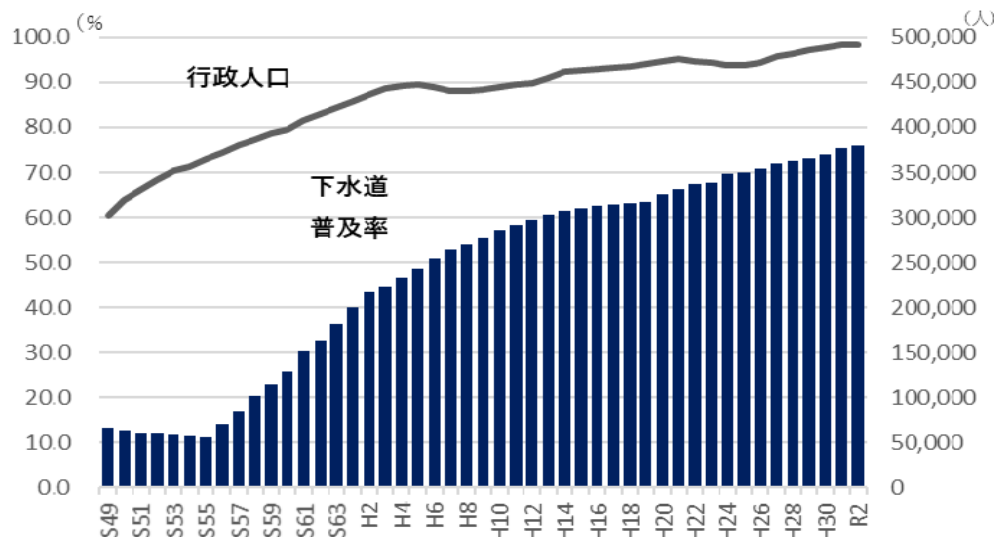
一方、昭和 48 年 3 月、千葉県は生活環境の向上と共に、広域的な水質保全という目的から江戸川左岸流域下水道に着手しました。本市もこれに合わせて、昭和 47 年 12 月に流域関連公共下水道事業に着手、現在整備中です。

また、平成 9 年、船橋市と共同の単独公共下水道事業として合流式（一部分流式）で西浦処理区(126ha)の整備に着手、平成 13 年 4 月二俣地区の一部より供用を開始し、現在整備中です。

令和 3 年度末の整備面積は 2,423ha、処理人口は 377,400 人となり、普及率は 76.8%（住民基本台帳人口ベース）となっています。

雨水整備事業については、昭和 47 年市川南地区、昭和 59 年行徳駅前地区、平成 5 年行徳地区の一部などで事業に着手し、現在は市川南地区と高谷・田尻地区の浸水対策のため、雨水管等の整備を進めています。

本市の行政人口と下水道普及率

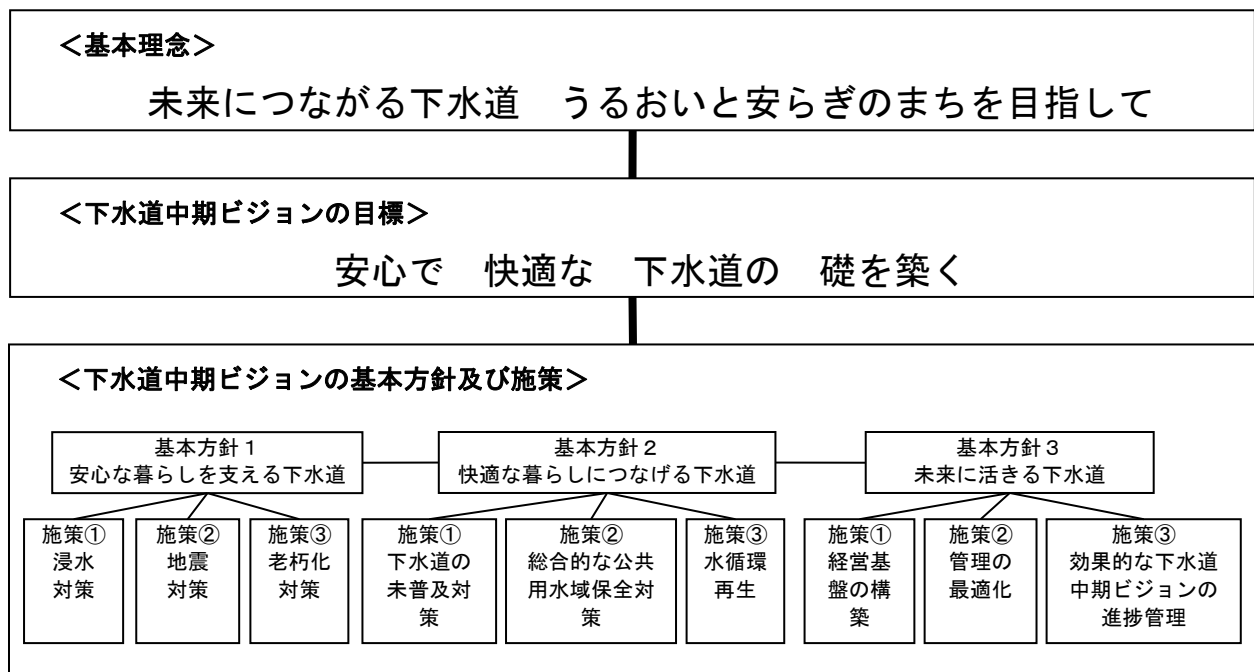


3. 市川市下水道中期ビジョン

少子高齢社会の進展や厳しい財政状況の中で、「浸水対策」、「地震対策」、「老朽化対策」という安心な暮らしを支える施策を実現するとともに、「下水道の未普及対策」、「総合的な公共用水域保全対策」、「水循環再生」という快適な暮らしにつなげる施策についても実現させていく必要があります。特に、本市は今後下水道の未普及対策に力を入れていかなければなりません。

これらの様々な施策を、中長期的な展望を持ち、健全で持続性のある下水道経営を維持しつつ、平成 26 年度から令和 7 年度という中期的な期間で重点的に取り組む方向性を定めたものが『市川市下水道中期ビジョン』（平成 26 年 3 月策定）です。

○ 施策の体系



<市川市公式webサイト>

→ ホーム>市政情報>市政の運営>方針・計画>市川市下水道中期ビジョン
URL <http://www.city.ichikawa.lg.jp/gre07/20140415v.html>

QR コードはこちら →



第1章 安心な暮らしを支える下水道

近年、首都直下地震の恐れだけでなく、老朽化する下水道施設、都市型水害や豪雨の頻発など、私たちの生活は様々な脅威に脅かされています。私たちが安心して暮らせる生活環境を確保するため、暮らしの静脈である下水道施設を強固にする必要があります。そこで、施設整備だけではなくソフト対策など総合的な取り組みにより、安心な暮らしを確保します。

1-1 浸水対策

浸水の実績が多く、かつ、外環道路整備に伴い雨水排水系統が分断されることとなった市川南地区および高谷・田尻地区を対象に、道路整備事業を契機とした効率的な建設工事により、施設整備を着実に進めます。

さらに、迅速かつ正確に情報発信等を行い、災害時の被害を最小限に抑制するなど、総合的な取り組みにより、浸水被害リスクの最小化を図ります。

(1) 公共下水道（雨水）

R3.3.31

地 区		認可面積 (ha)	整備面積 (ha)	整備管渠 延長(km)	整備率	備 考
流域関連 (分流)	市川南地区※1	541	72	15.1	13.3%	
	行徳地区	613	94	11.4	15.3%	
	国府台地区	51	2	0.7	3.9%	
	高谷・田尻地区	188	17	4.0	9.0%	
	計	1,393	185	31.2	13.3%	
単独公共 (合流)	真間・菅野地区	282	282	66.4	100.0%	
	中山・二俣地区	122	101	※3 22.5	82.8%	
	計	404	383	88.9	94.8%	
計		1,797	568	120.1	31.6%	

※1 H23.3.29 認可変更により、排水区及びポンプ場整備計画が変更となったことから、整備面積及び管渠延長を0としました。(認可変更までに135ha, 8.3km 整備済み)

※2 中山都市下水路として整備した1.5kmを含みます。

※ 整備率は、認可面積に対する整備面積の割合です。

(2) 都市下水路（下水道事業へ移行）

都市下水路は、主として市街地(公共下水道の排水区域外)において、雨水排除を目的とする施設です。

本市では、当該区域の公共下水道事業に先立ち、市川駅南都市下水路事業・中山都市下水路事業・北方都市下水路事業を実施しました。

(北方都市下水路の事業区域においては公共下水道事業(雨水)を実施していません。)

R3.3.31

地 区	認可面積 (ha)	整備面積 (ha)	整備管渠 延長(km)	整備率	備 考
北方都市下水路	55	55	1.5	100.0%	

(中山都市下水路)	(113)	※3 (113)	※4 (1.5)	(100.0%)	※5 公共下水道に移行
-----------	-------	----------	----------	----------	-------------

※3 単独公共として整備した中山地区 92ha を含みます。

※4 単独公共中山・二俣地区整備延長 22.5km に含みます。

※5 このことにより中山都市下水路＝公共下水道中山地区＝113ha

1-2 地震対策

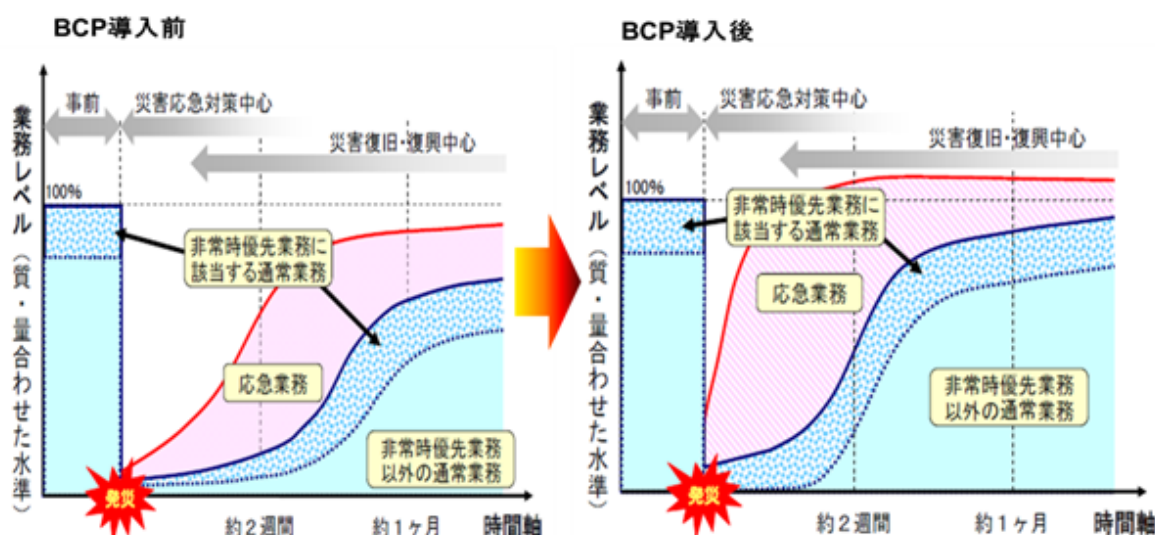
下水道業務継続計画（以下「下水道ＢＣＰ」）に基づき発災時の対応および減災のための対策の強化を進めています。また、選択と集中の観点から、対策の優先性を明確にした総合地震対策計画を立案し、効果的な対策を実施します。

(1) 下水道業務継続計画（下水道BCP）

本市では、大規模地震が発生した際でも行政サービスを継続することを目的とした「自治体BCP」に合わせて、平成25年度に「下水道業務継続計画（下水道BCP）」を策定しました。

下水道ＢＣＰの中では、非常時対応計画を定め、下水道施設が被害を受けた際に、限られた職員・資機材・情報等の中で、継続する業務や緊急に対応すべき業務を選定し、誰が・いつまでに・どのレベルで・何をするのかといった行動手順を明確にしました。

また、非常時対応計画とともに、事前対策計画、訓練維持改善計画を定め、計画の実効性を高めるためにPDCAを継続しています。



下水道BCP導入イメージ

(2) 総合地震対策計画

平成 13 年以降は新たな耐震基準に基づいて下水道整備を進めてきましたが、それ以前については十分な耐震化が図られていません。そこで、地震対策が施されていない下水道施設について、効果的な耐震対策や液状化被害が想定される箇所への対策、さらにソフト面からの減災対策などの推進を含め、平成 26, 27 年度で「市川市下水道総合地震対策計画」を策定いたしました。この計画は、下水道 B C P における「事前対策」として、下水道施設の現状を把握するとともに、被害想定による施設の優先度を評価し、地震対策に向けた年次計画とソフト面の減災対策をまとめたものです。

平成 28 年度に管路施設耐震化の実施設計、平成 29 年度より同工事に着手しました。令和 2 年度には下水道総合地震（中期）計画を策定し、引き続き同工事を行います。

1－3 老朽化対策

市民生活を支える重要な下水道施設を将来にわたり健全な状態に維持するため、施設の状況を的確に把握し、予防保全型の計画的な維持管理による施設の長寿命化を実施します。

また、上部を歩行空間として利用している柵渠についても、老朽化が著しく床版損傷などの影響が生じていることから、市民生活の安全を確保するため、点検・改修を進めます。

(1) 下水道施設長寿命化対策事業

下水道施設における事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を目的とする長寿命化対策に係る計画を策定するとともに、予防保全的な維持管理を実施するものです。

菅野処理区を対象に、平成 23 年度に基礎調査を実施し、平成 24 年度に基本計画を策定、平成 26 年度に真間ポンプ場・菅野ポンプ場の詳細設計を実施、平成 27 年度より真間ポンプ場・菅野ポンプ場の設備の改築・更新に着手し、令和元年度まで計画に基づいて実施しました。

それ以降の事業については下水道ストックマネジメント事業として実施していきます。

(2) 下水道ストックマネジメント事業

中長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を捉えて、予防保全の考えのもと、施設の点検・調査により老朽化状態を診断し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、修繕・改築を実施し、合理的な施設管理を行います。

第2章 快適な暮らしにつなげる下水道

経済性を基本としつつ、より一層のスピード感をもって污水处理サービスを提供するため、公共下水道による整備を中心としつつ、浄化槽の特性を相互に活かしたベストミックスによる整備手法の導入を検討していきます。

また、より豊かな水環境を創造するため、地下水の涵養にも取り組み、本市の健全な公共用水域や身近な水辺空間を創造するため、適正な質・量を維持するための水循環系を構築します。

2-1 未普及対策

本市の令和3年度末の下水道普及率は、住民基本台帳人口ベースで76.8%となっており、全国平均や近隣市と比較しても低い状況にあります。そのため、市街化区域で下水道が未整備の状況にある地域から早期整備を図りつつ、事業効果を勘案した効率的な整備拡張を進めていきます。

平成27年度には「污水適正処理構想」を策定し、令和6年度末に下水道人口普及率87%、令和11年度末に臨海部の工業系用途地域等を除く市街化区域での下水道整備完了を目指すこととしました。

※ 詳細は市公式webサイト内のこちらをご覧ください。

→ [ホーム>暮らしの情報>下水道・浄化槽>下水道>下水道とは>市川市污水適正処理構想](http://www.city.ichikawa.lg.jp/gre07/1111000123.html)
URL <http://www.city.ichikawa.lg.jp/gre07/1111000123.html>

(1) 公共下水道（污水）整備状況

R4.3.31

地 区	事業計画面積 (ha)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	水洗化人口 (人)
真間・菅野	282	282	37,300	37,300
市川南・南八幡	539	539	93,100	90,600
鬼高	76	76	12,400	11,900
高谷・田尻	205	125	15,700	15,600
本行徳・妙典	255	255	48,800	45,900
行徳・南行徳	568	564	117,100	111,600
北国分・国府台	218.35	217	13,700	10,700
曾谷・国分	162	67	6,500	1,800
大野・柏井・宮久保・北方	587	197	21,000	15,000
中山・二俣	126	101	11,800	9,800
合 計	3,019	2,423	377,400	350,200

※ 令和3年度末の下水道人口普及率(行政区域人口に対する下水道処理人口の比率)は76.8%

※ 「処理人口」とは、下水道を利用できる地区に住んでいる人口

※ 「水洗化人口」とは、下水道を利用できる地区に住んでいる人のうち、実際に下水道に接続している人口

(2) 公共下水道事業

① 単独公共下水道

i) 菅野処理区

市川市の単独公共下水道は、昭和 33 年の狩野川台風で市街地に甚大な被害を受けたのを機に市街地低地帯の浸水対策を主目的とし、あわせて生活環境整備のため合流式の公共下水道として、昭和 36 年公共下水道事業の認可を受け整備に着手し、昭和 47 年菅野終末処理場の供用を開始しました。

昭和 51 年、真間川以南の市川・真間・菅野・八幡地区 282ha、管渠延長 66,379m、2 ポンプ場、1 処理場の建設を完了しました。

降雨時に、し尿を含む未処理下水が河川に放流されることによる水質汚染を軽減するため、平成 16 年度に市川市合流式下水道緊急改善計画を策定し、平成 17 年度より合流式下水道改善事業に着手し、平成 25 年度に完了しました。

そのほか、当処理区は供用開始から 45 年以上が経過し、管渠・施設等の老朽化が進んでいるため、今後、計画的に改築更新を実施していきます。

○ 菅野終末処理場

位	置	市川市東菅野 2-23-1
敷 地 面 積		3.0ha
排 除 方 式		合流式
処 理 方 式		標準活性汚泥法
処 理 面 積		282ha
処 理 能 力		16,320 m ³ /日 (日最大)

ii) 西浦処理区

船橋市に隣接する中山地区 (113ha) は、昭和 42 年度より浸水対策を目的に中山都市下水路事業として整備に着手し、昭和 59 年度に完了しました。

その後、汚水は船橋市の西浦下水処理場で処理する計画とし、平成 9 年 3 月に合流式 (一部分流式) の単独公共下水道として鬼越地区 (4ha)・二俣地区 (9ha) を加えた 126ha の事業認可を取得、平成 9 年度より事業に着手し、平成 13 年 4 月より一部の地域で供用を開始しています。

○ 船橋市西浦下水処理場

位	置	船橋市西浦 1-4-6
敷 地 面 積		7.2ha
排 除 方 式		合流式 (一部分流式)
処 理 方 式		凝集剤併用型循環式硝化脱窒法
処 理 面 積		1,391ha (市川市 : 148ha、船橋市 : 1,243ha)
処 理 能 力		81,000 m ³ (日最大)

② 流域関連公共下水道

江戸川は、関宿付近で利根川と分流したのち、いくつかの小河川の流入を受けつつ、東京湾に流入しています。この流域では、高度成長期に宅地開発による都市化が急激に進み、それに伴い江戸川の水質汚濁が進行したことから、貴重な水源が失われようとしていました。

そこで千葉県では、昭和42年8月制定の公害対策基本法（現 環境基本法）に基づき江戸川の水質汚濁に対処するため、この流域の7市1町（現在は市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市の8市）にわたる都市からの汚水を広域的に集めて処理したのち東京湾に放流する江戸川左岸流域下水道事業計画を策定しました。

これに合わせて市川市では、流域関連公共下水道事業として昭和47年より整備に着手し、昭和56年4月江戸川第二終末処理場の処理開始と共に供用を開始しました。

また千葉県は、平成18年3月に都市計画法事業変更認可及び下水道法事業変更認可を得て、平成18年度より江戸川第一終末処理場（令和3年3月第一系列整備済、第二系列以降順次整備予定）の整備に着手しています。

③ 江戸川左岸流域下水道〔千葉県〕全体計画

・計画処理面積	20,417 ha
・計画処理人口	1,421,100 人
・計画処理水量	第一終末処理場（処理能力） 日最大 300,400 m ³ /日 第二終末処理場（処理能力） 日最大 464,000 m ³ /日
・計画管渠延長	115.5 km
・中継ポンプ場	3ヶ所
・終末処理場	2ヶ所
・排除方式	第一終末処理場 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法 ＋ 急速ろ過法 第二終末処理場 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法 ＋ 急速ろ過法 他
・処理場敷地面積	第一終末処理場 約 30 ha 第二終末処理場 約 26 ha
・計画目標年度	令和6年度
・関連市	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、 流山市、鎌ヶ谷市、浦安市

2-2 総合的な公共用水域保全対策

下水道の普及には長い期間を要します。そこで、市全域において、公共用水域の水質保全や公衆衛生の確保・向上を早期かつ効率的に図るため、生活排水の汚濁負荷量軽減のための取り組みを進めるとともに、下水道整備だけに依存しない多様な汚水処理方式を検討しています。また、既存の単独浄化槽、または汲み取り便所から高度処理型合併処理浄化槽への転換を図っています。

(1) 高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業

① 設置費補助金制度

公共用水域の水質汚濁防止対策の一つとして、海や川の富栄養化の原因となっている生活排水に含まれている窒素又はリンを除去できる機能を持つ、高度処理型合併処理浄化槽の普及を目的として設置費用の一部補助を実施してきたが、現在新設される浄化槽のほとんどを高度処理型合併処理浄化槽が占めるようになったことから、新設設置と比較してもより水質改善効果が大きい転換設置の促進を図るため、平成23年度からは単独浄化槽又はくみ取便所からの転換設置に補助対象を限定して実施しています。

(補助金交付の条件)

- i) 下水道の整備が当分の間（7年以上）見込まれない地域
- ii) 自己が居住する為の住宅（併用住宅を含む）に、新築、建替え等建築確認を伴わずに、既存の単独浄化槽又はくみ取便所を撤去して、10人槽以下の高度処理型合併処理浄化槽を設置する者
- iii) 設置する浄化槽は、国土交通大臣の認定を受けた者で、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録したもの

(令和2年度補助金限度額)

浄化槽規模	JIS 算定基準	補助金限度額	N10 型上乗せ
5人槽	延べ面積130㎡以下	384,000円	290,000円
7人槽	延べ面積130㎡超	462,000円	353,000円
10人槽	浴室及び台所が2箇所以上ある住宅	585,000円	338,000円

※ 上記に単独転換の場合180,000円、くみ取転換の場合100,000円を限度に撤去費用として加算。

2－3 水循環再生

市街化の進展に伴って雨水が地下へ浸透しにくくなることに加え、今後、下水道の整備が進むことによって、短時間のうちに水路や河川に排水されてしまうことから、平常時の河川流量が減少することが想定されます。

こうした状態をより自然な水循環に近づけるための手段として貯留施設や浸透施設の設置が挙げられます。

本市では、貯留施設や浸透施設の設置について以下のとおり助成制度を設けています。

○貯留施設

- ・ 雨どい取付型貯留施設：購入、設置に係る費用の2分の1を助成します。
(ただし、25,000円を限度額とします)
- ・ 浄化槽転用型貯留施設：浄化槽の洗浄及びポンプ等の設置に係る費用の3分の2を助成します。
(ただし、80,000円を限度額とします)

○浸透施設

- ・ 浸透柵、浸透トレンチ浸透施設：浸透柵等の設置に必要な額の相当額を助成します。

今後も継続して市民の理解を得ながら良好な水循環の再生に向けて取り組むとともに、新規手法等についても検討していく予定です。

第3章 未来に生きる下水道

社会情勢の変化や様々な行政課題が山積する中であっても、下水道は一瞬でも止まらず継続しなければなりません。そこで、ライフサイクルコストを考慮した最適な管理を進めるとともに、未来へつながる下水道のため、想定される環境変化にも対応できる下水道経営の礎を築いていきます。さらに、下水道中期ビジョンを着実に推進するための体制を構築していきます。

3-1 経営基盤の構築

下水道は、安定したサービスを提供し続けるため、健全で持続可能な経営を行わなければなりません。

しかしながら、下水道施設の老朽化の進行に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う使用料収入の減少等によって、事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

そこで、財政状態や経営状況を的確に把握したうえで、中長期で投資と財源が均衡する経営戦略を策定し、計画的かつ合理的な経営を行うことによって、収支の改善等を通じた経営基盤の強化に取り組む必要があります。

(1) 地方公営企業法（財務規定等）の適用

平成30年度から地方公営企業法（財務規定等）を適用し、公営企業会計へ移行しました。

このことによって、下水道事業の財産状態や経営成績が明確になり、収入・支出の両面における経営健全性の向上や、経営の計画性・透明性の向上など、経営基盤強化のための取り組みを主体的に進めることが可能となります。

(2) 下水道使用料

下水道管の建設や維持管理、処理場の運転費等をまかなうため、公共下水道を使用している者に使用料として負担してもらうものです。

使用料は、下水道法第20条に基づき市川市下水道条例により定めています。

料金表（月額）

（平成15年改定）

	定額料金単価（税抜）		
	基本料	汚水排除量（上水道使用水量）	料金単価（税抜）
一般汚水	10m³以下は定額	1～10m³（100m³以下）	900円
		1～10m³（101m³以上）	1,800円
	従量料金単価（税抜）		
	超過料金 1m³につき	汚水排除量（上水道使用水量）	料金単価（税抜）
		11～20m³	143円
		21～30m³	163円
		31～50m³	188円
		51～100m³	227円
		101～500m³	274円
		501～1,000m³	318円
		1,001～2,000m³	363円
		2,001m³以上	410円
浴場汚水	1m³につき		10円

※ 千葉県企業局が行う上水道の検針結果を元に下水道使用料を算定しています。

（検針結果の使用水量2ヶ月分を按分し、1ヶ月毎の使用料金を算出後、消費税相当額を加算しています。）

(3) 水洗化促進事業

① 私道下水道管渠敷設工事費助成制度

私道の下水道管渠敷設工事は、それを利用する人達が行うことになっています。しかし、工事には多額の費用が必要となることから、市では、一定の条件を備える私道に敷設工事を行う者に対し、工事費の全額を予算の範囲内で助成しています。

【助成の条件】

- i) 両端が公道に接した私道で幅員 1.0m 以上であり、公共性が高いこと。
- ii) 一端が公道に接した私道で幅員 1.0m 以上、利用戸数 2 戸以上であること。
- iii) 前各号の規定にかかわらず、公益上私道に敷設することが有利なとき。
- iv) 私道所有者の承諾が得られること。
- v) 供用開始の告示をした日から 1 年以内であること。
- vi) 施工は市川市特定指定排水設備工事業者が行うこと。

② 水洗便所改造資金貸付制度

汲み取り便所を水洗トイレに改造したり浄化槽の廃止工事には、一度に多額の費用がかかることから、市では無利子の水洗便所改造資金貸付制度を行っています。

【貸付の内容】

貸付の対象	単位	貸付金額	利息	返済期間
汲み取り便所の改造	1 世帯につき	40 万円以内	なし	50 カ月以内
上記以外の接続工事	1 世帯につき	30 万円以内	なし	40 カ月以内
共同住宅の接続工事※	1 棟につき	80 万円以内	なし	80 カ月以内

※令和 4 年 4 月 1 日より運用開始

【貸付が受けられる要件】

- i) 下水道が使える地域の家屋の所有者又は所有者の同意を得た家屋の賃借者
- ii) 市税及び下水道事業受益者負担金を完納している者
- iii) 貸付金の償還能力を有する者
- iv) 連帯保証人を有する者

(4) 受益者負担金

下水道の整備により環境が改善され、その地域は未整備区域に比べて利便性・快適性が著しく向上し土地の資産価値が上昇します。したがって、公平の観点から公共下水道が利用できる地区の土地所有者（または権利者）に対して事業費の一部を負担してもらうものです。根拠法令は都市計画法第 75 条及びそれに基づく条例です。

【市川市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例（昭和 55 年改正）】

- ① 負担金額 250 円/㎡
- ② 負担率 対象事業費（末端管渠事業費）の 3 分の 1
- ③ 賦課時期 前年度までに面整備工事をした区域に賦課（原則）
- ④ 納付方法 3 年分割 12 期（年 4 期）

3-2 管理の最適化

将来にわたって健全な状態に維持しつつ、持続的な経営を進めるため、下水道の資産状況等を正確に把握するとともに、予防保全型の最適な運営管理が必要となっています。

そのため、組織が有する施設・人材・資金・情報などの資産を、関係者と調整した判断基準のもとで最適な配分を行い、最大の効果を生むための手法である「アセットマネジメント」を導入します。

アセットマネジメントを導入し、資産投資の優先度を決定するためには、①マクロマネジメントとしての「ビジョン（将来像）とその達成のための具体的な目標・そして評価指標」と、②ミクロマネジメントとしての「リスク分析・便益分析による個別箇所ごとの評価」が必要となります。

①は「下水道中期ビジョン」を平成 25 年度に策定し、今後の大きな方向性（優先する事業と概算のコスト）を示しました。今後は、職員一人ひとりが自分たちの仕事は何に位置づけられ、どのような指標によってパフォーマンスを評価されるべきか理解を深めていくことが求められています。

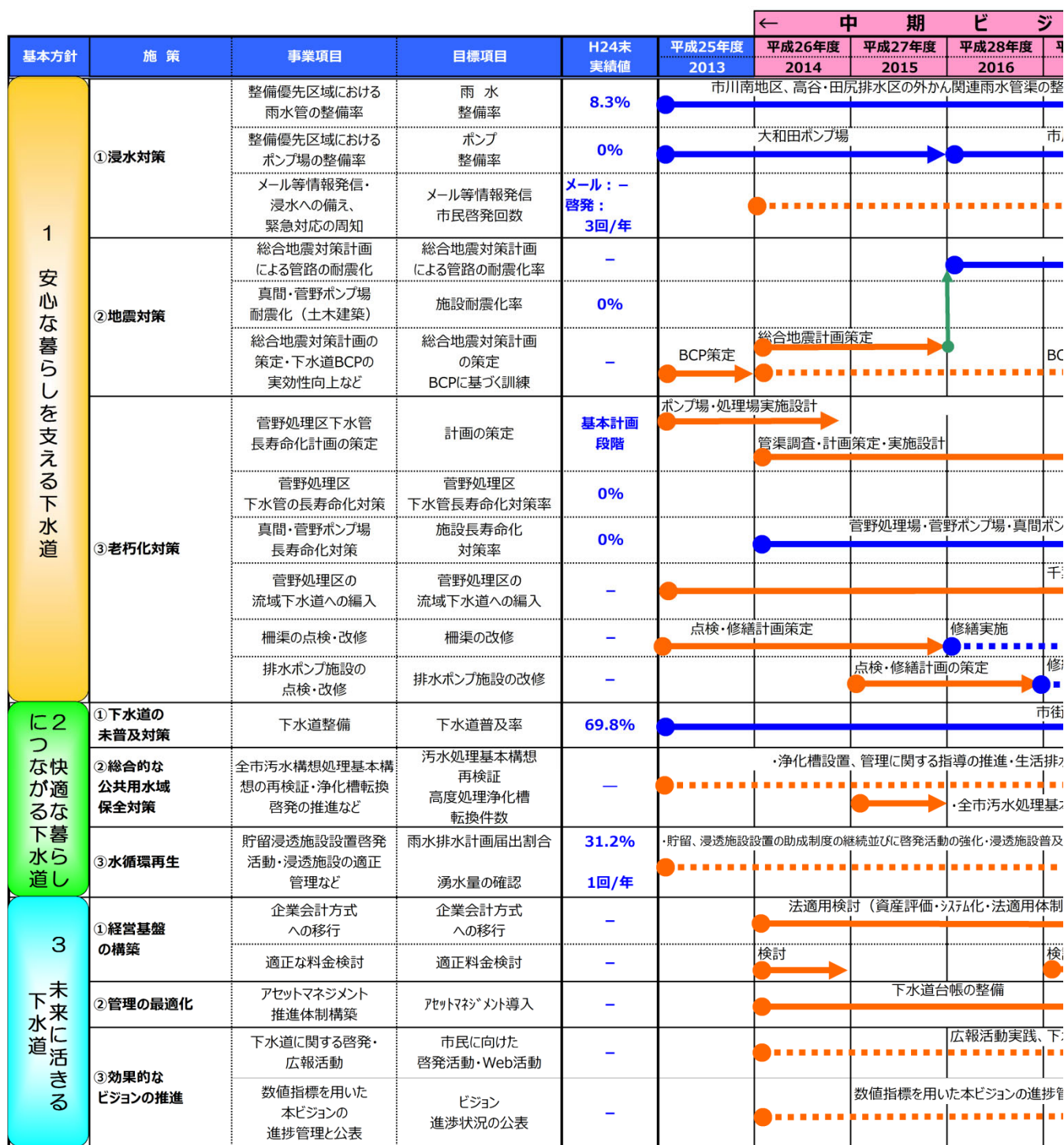
②は「リスク分析・便益分析」を行うための必須のツールである下水道台帳の電子化に平成 26 年度から取り掛かり、平成 29 年度末に紙台帳からの移行を完了しました。今後は管渠の改修に合わせてデータの精度を向上させる予定です。また、便益分析は、先に記述した公営企業会計への移行を基に、将来費用の予測等も行うこととなると考えられます。

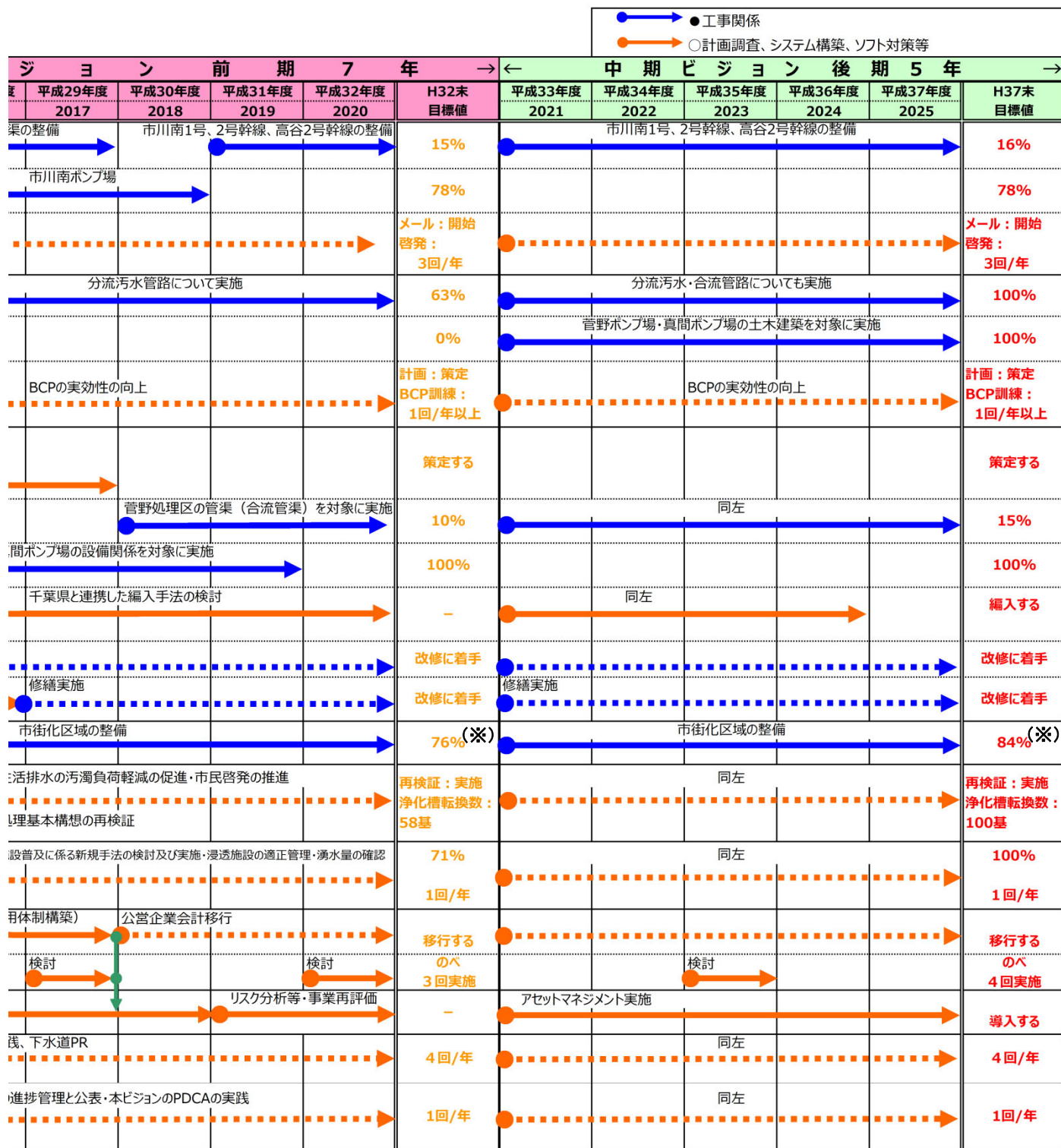
3-3 効果的な下水道中期ビジョンの推進

円滑な下水道経営のため、市民・事業者の皆様から下水道へのご理解を得る必要があります。そこで、透明でわかりやすい情報発信や啓発活動により、経営の円滑化を図っています。

また、下水道中期ビジョンに基づいた施策の進捗管理を行い、適正かつ確実に事業を推進しています。

（１）下水道中期ビジョン ロードマップ





（※）平成27年度に污水適正処理構想を策定し令和6年度末の下水道普及率の目標を87%としています。

施策	目標項目	原状 (H24)	実績 (R3)	目標 (R2)	目標 (R7)	令和3年度(まで)の取組
基本方針1 安心な暮らしを支える下水道						
①浸水対策 【浸水被害の軽減を図るため、総合的な対策を推進する。】						
	整備優先区域における雨水管の整備率	8.3%	14.9%	15%	16%	目標達成に向け管渠整備を進めています。
	整備優先区域におけるポンプ場の整備率	0%	54%	78%	78%	目標達成に向けてポンプ場整備を進めています。
	メール等による情報発信サービス	—	完了	開始する	開始する	令和4年度に市内11箇所に水位監視カメラを設置しました。合計数は21カ所になりました。
	浸水への備え、緊急対応の周知といった啓発行動回数	3回	1回	3回/年	3回/年	広報いちかわ(1回)にてお知らせを行いました。
②地震対策 【いかなる時も下水道機能を確保するため、地震対策を推進する。】						
	総合地震対策計画による管路の耐震化率	—	68%	63%	100%	目標達成に向け管路の耐震化を進めています。
	真間および菅野ポンプ場耐震化率(土木建築)	0%	0%	0%	100%	設計に向けた検討を進めています。
	総合地震対策計画の策定	—	完了	策定する	策定する	平成27年度に策定しました。
	下水道BCPに基づく訓練回数	—	7回	1回/年	1回/年	情報伝達訓練等を実施しました。
③老朽化対策 【下水道機能の確実性を保つため、老朽化への対策を講じる】						
	菅野処理区下水管長寿命化計画の策定	基本計画段階	完了	策定する	策定する	平成30年度に策定し、令和元年度に国へ提出しました。
	菅野処理区下水管長寿命化対策率	0%	0.3%	10%	15%	令和元年度より老朽化状況把握のための調査、長寿命化を図るための設計、工事を継続しております。
	真間および菅野ポンプ場長寿命化対策率	0%	100%	100%	100%	平成27年度～令和元年度までの長寿命化改修工事により電気設備・機械設備の更新を行いました。
	菅野処理区の流域下水道への編入	—	—	—	編入する	編入に必要な処理施設の整備予定の把握に努めています。
	橋渠の改修	—	改修計画に基づく改修に着手	改修計画に基づく改修に着手する	改修計画に基づく改修に着手する	平成28年度に改修計画に基づく改修に着手し、令和3年度までに約2.8kmを改修しました。
	排水ポンプ施設の改修	—	改修工事着手	改修計画に基づく改修に着手する	改修計画に基づく改修に着手する	「鬼高」「二俣」の排水機場の改修工事に着手し、「鬼高」は令和3年6月に改修工事が完了。「二俣」は施設工事中(令和4年6月完了予定)。
基本方針2 快適な暮らしにつながる下水道						
①下水道の未普及対策 【効果的・効率的な下水道整備を推進する】						
	下水道普及率	69.8%	76.8%	76%	84%	令和3年度は約45haの区域で下水道が使用可能となりました。
②総合的な公共用水域保全対策 【総合的な汚水処理方式により公共用水域の水質を保全する】						
	全市汚水処理基本構想の再検証	—	再検証を実施	再検証を実施	再検証を実施	令和5年度に千葉県が全県域汚水適正処理構想の策定を予定している。それによっても市川市に係る内容も反映させるため、本市における取組みについても点検・見直しを行う。
	高度処理型合併浄化槽への転換数(※)	—	40基	58基	100基	市川市公式Webサイトで転換補助制度を紹介するとともに、浄化槽の適正な維持管理についてもお知らせしました。
③水循環再生 【地下水の涵養等により、健全な水循環を育む】						
	建築確認申請数に対する雨水排水届出数の割合	31.20%	9%	71%	100%	窓口での指導や貯留・浸透施設設置の助成制度の継続を行いました。
	湧水量の確認	1回	1回	1回/年	1回/年	令和4年3月に確認を行いました。
基本方針3 未来に活きる下水道						
①経営基盤の構築 【持続可能な下水道経営の基盤(財政・体制)を確立する】						
	企業会計方式への移行	—	完了	移行する	移行する	平成30年4月1日に移行しました。
	適正料金検討(※)	—	2回実施	3回実施	4回実施	令和2年度下水道事業審議会において、従来の使用料単価からの引き上げが必要と答申をいただいたため、引き続き改定に向けた検討を続けていきます。
②管理の最適化 【健全で効率的な、維持管理の最適化を目指す】						
	アセットマネジメント導入	—	—	—	導入する	アセットマネジメント導入に向けて、平成29年度に下水道台帳の電子化を完了しました。
③効果的な下水道中期ビジョンの推進 【円滑な下水道経営のため、情報発信や進捗管理を行う】						
	市民に向けた啓発活動・Web活動	—	1回	4回/年	4回/年	令和3年8月に『いちかわの下水道』掲載。
	ビジョン進捗状況の公表	—	1回	1回/年	1回/年	今回の公表です。

※印のあるものは期間中(平成26年度から)通算での数値。

市川市公共下水道整備済箇所図（污水）

凡 例	
[Blue outline]	都市計画決定区域
[Black line]	処分区境界
[Text]	名称
[Red arrow]	流域下水道及び接続点
[Purple area]	菅野処理区事業計画区域
[Yellow area]	江戸川左岸処理区事業計画区域
[Green area]	西浦処理区事業計画区域
[P symbol]	ポンプ場
[T symbol]	処理場
[Red box]	整備済箇所

松戸第9 (北国分地区)
市川第1-3 (中国分地区)
松戸第6 (国府台A地区)
市川第1-2 (国府台B地区)
市川第2-1 (国分地区)
市川第1-1 (国分地区)
市川第1-1 (江ノ川左岸連絡幹線)
市川第5-1 (宮久保地区)
市川第5-2 (北方地区)
市川第4-1 (大野・柏井1地区)
市川第4-2 (大野・柏井2地区)
市川第4-3 (大野・柏井3地区)
市川第4-4 (大野・柏井4地区)
市川第3-1 (市川南地区)
市川第6-3 (平田地区)
市川第3-2 (大和田地区)
市川第6-2 (南八幡地区)
市川第6-1 (稲荷木地区)
市川第8-1 (田尻地区)
市川第9 (本行徳・妙典地区)
市川第1-0 (行徳地区)
市川第1-1 (南行徳地区)

単独公共下水道菅野処理区(合流) (市川第2-2 (真間・菅野地区))
暫定流入 (市川第5-1)
暫定流入 (市川第4-4)
暫定流入 (市川第5-2)
単独公共下水道西浦処理区(中山地区)(合流)
鬼越地区(分流)
二俣地区
船橋市西浦下水処理場
江戸川左岸流域下水道
江戸川第一終末処理場
江戸川第二終末処理場

東京湾

0 1000 2000m

令和4年3月末現在

令和4年3月末現在